

第73回津島市駅伝競走大会

問合せ 社会教育課スポーツ振興G
☎55-9428

日時 令和4年1月30日(日) 午前8時45分
小雨決行(予備日なし)
場所 東公園



部門	距離	参加資格
一般男子	約20km	津島市・愛西市・弥富市・あま市・海部郡に在住、在勤の方で構成したチーム(中学生・高校生は不可)
高校男子	約20km	津島市・愛西市・弥富市・あま市・海部郡に在住、在学の高校生で構成したチーム
一般女子	約18km	津島市・愛西市・弥富市・あま市・海部郡に在住、在勤の方および在学の高校生で構成したチーム
中学男子	約14km	津島市・愛西市・あま市に在学の中学生で構成したチーム
中学女子		

チーム構成 監督1人、選手5人、補欠3人
(男女の混成チームは不可)

参加費

- ・一般男子、高校男子、一般女子 1チーム 2,000円
- ・中学男子、中学女子 1チーム 1,500円

申込 所定の申込書に必要事項を記入の上、参加費を添えて12月6日(月)～24日(金)に問い合わせ先へ。

監督主将会議 令和4年1月20日(木)午後7時から生涯学習センターで行います。

その他

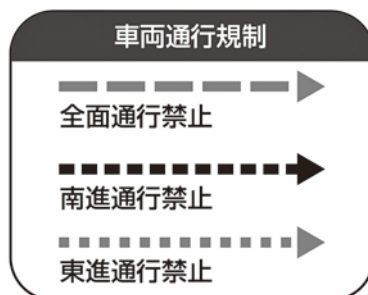
天候による開催の有無は、当日午前7時に決定します。

主催 市、市教育委員会、市スポーツ協会

主管 市スポーツ協会陸上部



コース図および 通行規制図



臨時駐輪場
※今年度は感染防止対策のため、コース周辺での応援は禁止とします。



令和2年度 津島市人事行政の運営状況を公表します

津島市の人事行政運営の公正性や透明性を高めるため、職員の給与、勤務条件、福利厚生などについて公表します。
 なお、今回掲載したものは概要版です。より詳細な資料を市ホームページに掲載していますのでご覧ください。
 (特に記載のない限り令和2年4月1日現在、特別職および教育長を除く数値です)

4 平均給料月額等の状況

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	308,200円	384,286円	41.8歳

平均給与月額は、令和2年4月分の給料および職員手当(期末・勤奨手当を除く)の合計を令和2年4月の職員数で除したものです。

5 一般行政職の級別職員数

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	38人	12.5%
2級	主事(相困)・技師(相困)	67人	22.1%
3級	主査	66人	21.8%
4級	統括主任・主任主査	70人	23.1%
5級	補佐	25人	8.2%
6級	課長・主幹	12人	4.0%
7級	次長・課長(相困)	16人	5.3%
8級	部長	9人	3.0%
計		303人	100.0%

職員数は津島市の給与条例に基づく行政職給料表(1)の適用を受ける、主に事務的業務を行う一般行政職の職員の数です。
 相困=相当困難な業務(特に高度の知識又は経験を必要とする業務)を処理

6 主な職員手当の状況

期末・勤奨手当		期末手当	勤奨手当
	6月期	1.3月分	0.95月分
	12月期	1.25月分	0.95月分
	計	2.55月分	1.9月分
職制上の段階、職務の等級による加算措置有			
退職手当		自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	19.6695月	24.586875月
	勤続25年	28.0395月	33.27075月
	勤続35年	39.7575月	47.709月
	最高限度	47.709月	47.709月
	その他加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	8,082千円	20,732千円	
地域手当	支給対象地域	全地域	
	支給率	6%	
	1人当たり平均支給月額	18,694円	

職員の任免および職員数に関する状況

1 令和2年度における職員の任免の状況

令和2年4月1日	退職者数	採用者数	令和3年4月1日
958人 (21人)	54人 (3人)	72人 (5人)	976人 (23人)

採用者数は、令和2年4月2日から令和3年4月1日に採用した人数です。

()内は再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

2 職員数の状況

区分	令和2年4月1日	令和3年4月1日	増減
一般行政部門	303人 (12人)	313人 (10人)	10人 (▲2人)
特別行政部門	108人 (4人)	109人 (5人)	1人 (1人)
公営企業等会計部門	547人 (5人)	554人 (8人)	7人 (3人)
合計	958人 (21人)	976人 (23人)	18人 (2人)

退職者、派遣職員を含み、臨時・非常勤職員を除きます。

()内は再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

職員数は各部門に所属する一般行政職(事務職)および各専門職(医師、保健師、看護師等)の合計数です。

特別行政部門とは、教育部門および消防部門です。

公営企業等会計部門とは、病院部門および上下水道部門です。

職員の給与の状況

1 人件費の状況(令和2年度普通会計決算)

住民基本台帳人口(令3.1.1)	歳出額A	人件費B	人件費率(B/A)
61,724人	28,639,635千円	3,572,178千円	12.5%

人件費には、特別職および教育長に支給される給料、報酬等を含みます。

2 職員給与費の状況(令和2年度普通会計決算)

職員数	給料	職員手当	期末・勤奨手当	計
422人	1,586,273千円	323,754千円	603,874千円	2,513,901千円

職員数は、公営企業会計関係事業(水道事業等)および特別会計事業(介護保険事業等)に係る職員および臨時・非常勤職員以外の職員の数です。

職員手当には、退職手当は含みません。

3 一般行政職の初任給等の状況

区分	初任給	経験年数10年	経験年数20年
大学卒	188,700円	267,511円	-
高校卒	154,900円	-	-

(注)個人が特定されるものについては公表していません(2人以下の項目)。

職員の分限および懲戒処分の状況

1 職員の分限処分の状況

理由	免職	降任	休職
心身の故障	0人	1人	12人

2 職員の懲戒処分の状況

理由	免職	停職	減給	戒告
法令違反	0人	0人	0人	0人
職務上の義務違反	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	0人	0人	0人	0人

職員のサービスの状況

営利企業等への従事許可の状況

8件

職員の研修および勤務成績の評定の状況

1 研修の状況

研修区分	主な研修名	延受講者数
一般研修	一般職員研修、係長研修、課長研修など	67人
専門研修	地方自治法研修、地方公務員法研修、民法研修など	502人

2 勤務成績の評定の状況

概要	職員の職務活動を評価し、職員の能力開発と適材適所の職員配置等を目的とした人事考課制度を実施しています。
対象者	全職員
評価期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日

職員の福祉および利益の保護の状況

1 職員の定期健康診断の状況

職員の健康管理のため、1年に1回定期健康診断または人間ドックを受診させています。

また、深夜業務および放射線業務等の従事者に対して、上記健康診断に加えて特別健康診断を実施しています。

2 公務災害認定の状況

職務中の負傷	出張中の負傷	通勤中の負傷	計
9件	0件	0件	9件

3 津島市公平委員会に対する措置要求および不服申立ての状況

0件

時間外勤務手当	令和2年度普通会計決算額	94,365千円
	1人当たり平均支給月額	19,227円
特殊勤務手当	支給職員の割合	23.0%
	1人当たり平均支給月額	6,067円
	手当の種類	危険手当、市税徴収手当、税務調査手当、不快手当ほか8種類
扶養手当	配偶者 6,500円 子 1人につき10,000円 (15歳～22歳の子1人につき5,000円加算) 父母等 6,500円	
住居手当	借家・借間居住者	16,000円を超える家賃の額に応じ、最高28,000円
	持家者	平成28年度より廃止
通勤手当	交通機関等利用者	55,000円を限度とし、運賃相当額の範囲内で支給
	交通用具利用者	通勤距離に応じ、最高31,600円

7 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等	期末手当
給料	市長	906,000円
	副市長	761,000円
報酬	議長	481,000円
	副議長	441,000円
	議員	417,000円
		6月期 1.55月分 12月期 1.70月分 計 3.25月分 役職加算・管理職加算措置有

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 職員の勤務時間(標準的なもの)

勤務時間	休憩時間
8:30～17:15 (休憩時間を除き7時間45分)	12:00～13:00

2 主な休暇の状況

種類	概要
年次有給休暇	1年につき20日付与
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合

3 育児休業等の取得の状況

	育児休業取得者	部分休業取得者	育児短時間勤務
男性	2人	0人	0人
女性	48人	59人	1人

人権について考えてみませんか 問合せ 人権推進課人権同和・男女参画G ☎55-9364

人権週間 12月4日(土)～10日(金)

人権啓発キャッチコピー
『誰か』のこと じゃない。



1948年12月10日、国連が「世界人権宣言」を採択したのを記念し、毎年12月10日を「人権デー」と決めました。法務省と全国人権擁護委員連合会では、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及を高揚を図っています。

市では、日ごろから人権講座の開催や人権施策推進プランを推進するなど、人権問題に積極的に取り組んでいます。この人権週間を契機に、私たち一人ひとりがあらためて人権について考え、偏見や差別の解消に取り組みましょう。

心配ごと相談・人権相談

日常生活の中で、人権問題かもしれないと感じたら、人権擁護委員に気軽にご相談ください。相談内容の秘密は固く守られます。

場所・日時

- ・ 社会福祉協議会(総合保健福祉センター内)
毎月第2金曜日 午前9時～正午 ☎25-8411(予約不要)
- ・ 名古屋法務局津島支局
毎週月・木曜日 午前10時～午後4時 ☎26-2423(予約不要)

主な相談内容

- ・ いじめ、体罰、不登校児問題
- ・ 部落差別、女性差別などの差別問題
- ・ 家庭内の問題(親子、夫婦、結婚、離婚、相続、扶養など)
- ・ その他、人権問題に係るもの

市では法務省などの関係機関や人権擁護委員と連携しながら、相談窓口や支援体制を充実し、引き続き人権教育・人権啓発に取り組んでいきます。

男女共同参画社会の実現を目指して

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法第2条)です。

人々の意識の中に長い時間をかけて形づけられてきた、性別に基づく固定的性別役割分担意識(夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである等)は、男女共同参画の実現に向けた大きな障害の一つとなっています。

あらゆる分野への男女共同参画が促進され、一人ひとりが自分らしく活躍できる対等なパートナーとして、その個性と能力を十分に発揮できる社会が望まれています。



感染症患者等の人権

ハンセン病は、感染力の非常に弱い「らい菌」による感染症です。今では治療方法も確立され、適切な治療により後遺症もなく治癒します。

しかし、日本では平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで、90年にもわたって国による強制隔離政策が続けられた結果、ハンセン病患者やその家族は地域社会で平穏に生活することを妨げられ、ハンセン病に対する周囲の偏見や誤解から、人権上の制限や差別などの甚大な被害を受けてきました。

HIV感染症は、感染経路が限られており、予防に関する正しい知識に基づいて日常生活を送れば、感染しないことがわかっています。また、新しい治療薬の開発によって、エイズの発病を遅らせたり、抑えたりすることが可能となりました。エイズに関する正しい知識は普及してきましたが、HIV感染者・エイズ患者に対する偏見はまだ根強く残っています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、医療従事者や感染者、そのご家族への心ない言動や根拠のない偏見・差別など、いわゆるコロナ差別といった新たな人権問題も生じています。

市では、これらの感染症に対する正しい知識の普及、理解の促進を図り、患者や元患者、感染者、そしてその家族が偏見や差別を受けないように、関係機関と連携して人権教育・啓発に今後も一層取り組んでいきます。

広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、平成16年6月の障害者基本法の改正により設定されました。

障がいのある人もない人も、同じ社会の一員として、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を作るため、障がいや障がいのある人のことを知り、身近なこととして考えてみませんか。

障がいの種類

大きく分類して3種類の障がいがあります。

身体障がい 生まれつき、または事故や病気などの理由により視覚や聴覚、手足、心臓や腎臓などの内臓の機能に支障が生じる状態。

知的障がい 判断力や理解力などの認知機能に遅れが生じていたり、人や環境になじみにくいなど社会生活が困難な状態。

精神障がい 統合失調症やうつ病など精神の病気により、様々な精神症状や行動の異常が現れる状態。

障がいのある人にかかわるマーク



身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。



聴覚障害者標識

聴覚に障がいのある人が運転する車に表示するマークです。



耳マーク

聴覚に障がいのある人がコミュニケーションを円滑にするため制定されたマークです。



手話マーク

手話でのコミュニケーションを円滑にするため策定されたマークです。



筆談マーク

筆談が必要な人がコミュニケーションを円滑にするため策定されたマークです。



盲人を表示する国際マーク

視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。



「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上50cm程度に掲げて、SOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという普及啓発シンボルマークです。



障害者のための国際シンボルマーク

障がいのある人が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークです。



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を使用している人(オストメイト)のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)同伴の啓発のためのマークです。



ハートプラスマーク

身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、肝臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能)に障がいのある人を表しています。



ヘルプマーク

義足等を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるマークです。福祉課で配布しています(1人1個まで)。

手話通訳者設置

市役所に行政手続等のため来庁される手話でのコミュニケーションを必要とする方に対し、福祉課に手話通訳者1人を週2日設置しています。費用はかかりませんのでお気軽にご利用ください。

設置(利用可能)日時

毎週水・木曜日(原則)午前9時～正午、午後1時～4時